

2024（令和6）年12月18日

〒150-6034

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー34階

株式会社クリア

代表取締役 勝 沼 潤 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL：<https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕北はりま司法書士事務所

司法書士 今井 俊之

TEL 0795-38-7616 FAX 0795-38-7617

申 入 書（3）

当法人は、貴社に対し、2024年（令和6年）9月17日付再申入書により、再度の申入れをさせていただいたところ、2024年10月24日付で貴社より回答書（以下「本件回答書」といいます。）を受領いたしました。ご対応くださりありがとうございました。

今般、当法人において本件回答書を検討しましたところ、「90%OFFアフター保証」により提供する役務は、主たる契約とは区別された別個の契約である旨のご回答については、貴社が現状で消費者に対して交付している契約書等の内容から判断する限り、直ちにそのように読むことができるかどうかにつき当法人としては疑義を払拭しかねるものの、「特典」、「付帯」、「アフター保証」

というような紛らわしい言葉の使用を止め、ホームページを含めて広告表現の見直しを進めて行くとのことご回答については、当法人の申入れの趣旨に沿って改善をしていただけるとの意思表示であると理解しました。

そこで、当法人は、貴社に対し、本書により、本件回答書の内容を踏まえて、再度の申入れをする次第です。つきましては、後記申入れの内容記載のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

申入れの内容

貴社は、本件回答書第2において、「特典」、「付帯」、「アフター保証」という言葉が紛らわしいという当法人からの指摘を受け止め、お客様にとって分かりやすい表示になるようホームページを含めた広告表現の見直しを進めて行く旨回答されています。

そこで、これに関して、以下のとおり申し入れる次第です。

- 1 ホームページを含めた広告表現の見直し作業には、一定の期間が必要であると存じますので、見直し作業の進行管理計画を本書面到達後1か月以内に、文書にて当法人事務所までご送付ください。
- 2 広告表現の見直し後の内容は、当法人発2024年（令和6年）9月17日付再申入書第2の3記載のとおり、契約書に、①「特典」、「付帯」、「アフター保証」というような紛らわしい言葉を使用することを止めること、②主たる契約と「90%OFFアフター保証契約」が別契約であること及び③「90%OFFアフター保証契約」の役務の価格は「90%OFFアフター保証契約」締結時の価格を9割引して得た価格であることが一目瞭然となるよう明示することを求めます。ホームページ上の記載についても同様です。
- 3 広告表現見直し後の貴社のエスティックサービス概要書面、契約書、付帯サービス説明書等顧客に交付する契約書その他の書類の書式を当法人事務所までご送付ください。

以上